

令和元年度の一連の災害に関する検証と対応について

◆【災害検証について】

今回の災害対応について分析し、今後の災害時にも的確に対応できるよう、地域防災計画やマニュアル等を見直し、災害対応力の向上と防災対応の強化を目的として本検証を行った。

本検証は、庁内各部への課題・対応調査や市議会及び区・自治会での意見・要望を踏まえ次のとおり実施している。なお、現状としては、庁内関係部署との調整を行っており、今後の地域防災計画等への反映に向けて対応を進めている。

◆令和元年度の一連の災害に関する課題と対応について

避難所

【課題】

1. 自主避難所・指定避難所・指定緊急避難場所の定義に関する市民の理解
2. 風水害時における市内全域での避難所開設にあたり、担当職員数の確保、避難所運営委員会との連携
3. 避難者が自身で使用するものや食事等の準備など、避難所生活の考え方の市民への周知

【対応】

対応①：課題1について

風水害時の指定避難所開設の優先順位を明確にした。従前、風水害時において、「自主避難所」は、台風が接近する恐れがある場合、又は長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合、事前の避難を希望される方を対象に、一時的に開設するものであり、その後避難準備・高齢者等避難開始等の発令において、その地域の住民の安全確保が必要な場合等、災害状況を踏まえ開設するのが「指定避難所」であったが、「自主避難所」を廃止し、新たに指定避難所 52 箇所を細分化し、「早期開設避難所」、「一次避難所」、「二次避難所」とした。（※震災時は、震度 6 弱で全指定避難所を開設）各避難所の定義に関しては次のとおり。

●各避難所の定義及び開設基準

早期開設避難所：早期避難を希望する市民が滞在する施設

台風接近時や洪水・土砂災害等の警戒時に開設する。

※早期開設避難所は次の 10 箇所

成田地区：成田小学校、公津地区：公津小学校、八生地区：八生小学校

中郷地区：中郷ふるさと交流館、久住地区：久住体育館

豊住地区：豊住ふれあい健康館、遠山地区：三里塚小学校

N T 地区：中央公民館、下総地区：下総みどり学園

大栄地区：大栄公民館

一次避難所：災害において住居が被災した市民が避難生活を送る施設

市内に警戒レベル 4（避難勧告・避難指示〈緊急〉）等の避難情報発令の

可能性が高いとき、又は発令されたときに開設する。なお、市内に洪水や土砂災害の発生が今後予想される場合で、市長が必要と認める場合にも開設する。

※一次避難所は次の 47 箇所

早期開設避難所 10 箇所＋市所管 37 施設

二次避難所：災害において住居が被災した市民が避難生活を送る施設

避難生活者が多く、一次避難所の収容人員を上回る場合に開設する。

※二次避難所は次の 5 箇所

成田高等学校、成田西陵高等学校、成田国際高等学校、
成田北高等学校、下総高等学校

対応②：課題 2 について

避難所担当職員の選任方法を変更する。昨年度は震災時における避難所担当職員（1 施設あたり 2 名）と風水害時における避難所担当職員（60 名）をそれぞれ分けて指名していた。今年度より、震災時・風水害時など災害の種別ごとに避難所担当職員を分けるのではなく、オールハザードに対応するものとする。対応の一元化を図る。また、1 施設あたりの避難所担当職員を 6 名（2 名×3 班）とし、最大 51 施設（隣接する豊住小学校と豊住ふれあい健康館は兼務）を開設した場合の合計 306 名を指名する。

対応③：課題 2 について

避難所運営委員会の立ち上げの推進を図り、震災時・風水害時ともに連携を密にし、滞りなく避難所運営を推進していく。

対応④：課題 3 について

現在、災害時の行動について、自助・共助を中心とする行動を地域での防災講話や広報紙・ホームページ等で呼びかけているが、今後は市民向けの定期的な研修及び訓練プログラムを作成することで、災害時の行動について具体的イメージを持っていただき、市民や区・自治会・自主防災組織の自助・共助意識を高めることにより地域防災力の向上を図る。

配備体制

【課題】

1. 風水害時避難所担当職員・防災担当者・第一配備の役割が重複する職員の配備割当基準の整備
2. 長期間にわたる災害対応時の交代要員も考慮した職員確保体制の構築

【対応】

対応：課題 1・2 について

従前の配備体制では、風水害時の避難所担当職員は第 1・第 2 配備体制の中に組み込まれていたため、第 1 配備体制として災害業務に従事している職員が、避難所の開設にあたって避難所開設要員として招集される事態が生じ、代わりに対応する職員を充て、避難所

の運営を実施した。今年度からは、避難所担当職員を全て第3配備に指定し、避難所業務に、より専念できるよう変更した。また、職員の長時間勤務を防止する観点から、交代制勤務の基本的な考え方の説明をするとともに、各部署において交代制勤務を実施することを想定した庁内配備体制の作成を行った。

※市の配備体制

災害対策本部は、災害の規模に応じて、第1配備～第3配備までの3段階の体制により設置する。配備基準は次のとおり。

配備種別	災害種別	配備基準
第1配備	地震	○ 市内の震度が「5強」を記録したとき（自動配備） ○ 内閣総理大臣が東海地震における「警戒宣言」を発表したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき
	風水害	○ 市域に特別警報（大雨、暴風）が発表され、本部長が必要と認めたとき ○ 市域に局所的災害が予測される時 ○ 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき
第2配備	地震	○ 市内の震度が「6弱」を記録したとき（自動配備） ○ 地震により市域で局地的災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき
	風水害	○ 市域の複数地区で災害の発生が予想される時 ○ 市域で局所的災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき
第3配備	地震	○ 市内の震度が「6強以上」を記録したとき（自動配備） ○ 市内全域に大規模な災害が発生したとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき
	風水害	○ 市域全域に災害が拡大し、第2配備体制では対処できないとき ○ 災害の発生その他の状況により本部長（市長）が必要と認めたとき

停電対応

【課題】

1. 東京電力等、指定公共機関との連携体制についての事前調整
2. 広範囲での長期間にわたる停電に備えた対応計画の整備

【対応】

対応：課題1・2について

東京電力等、指定公共機関との連携に関する大規模停電事故災害対策の項目を地域防災計画に新たに追加する。また、長期間の停電に備えて発電機や燃料の確保を行い、総合的に停電発生時における被害の軽減を図る。

その他

【課題】

1. 職員の災害対応等に関する知識の充実
2. 河川増水時の対応について見直し
3. 災害関連情報や災害対策本部員会議の会議録の迅速な発信
4. 庁内の情報共有体制及び災害対応体制の強化

5. 災害復旧・復興期における市民への支援体制の強化

【対応】

対応①：課題1について

現在、職員に対して、定期的なプログラムに基づく研修や訓練を実施しているが、今後は様々な意見を取り入れ、より一層の拡充を図っていく。

対応②：課題2について

現行の水防計画を今一度精査し、水防活動の更なる充実を図る。

対応③：課題3について

災害関連情報や災害対策本部員会議録を速やかに発信する。

対応④：課題4について

災害対策本部設置に伴う合同執務室の設置基準を明確化する。

対応⑤：課題5について

災害復旧・復興本部の設置基準を明確化し、早期の復旧・復興を図る。

その他：地域防災計画及び業務継続計画について

この度の検証において、上述のとおり様々な課題があがり、また継続して庁内各部からは意見があがっている。昨今の災害情勢を鑑み、より綿密な災害対応体制の確立が急務であることから、庁内や市民の意見を取り入れ、本年度中に地域防災計画の見直しを図る。またそれに伴い、業務継続計画についても、継続した見直しを図る。